

## 「インバウンドに対応した県産品販売力強化事業」委託に関する業務仕様書

### 1 事業目的

訪日外国人旅行者の誘客促進及び県産品の県内消費拡大を図るため、県内小売事業者等の免税店化を支援するとともに、県内における免税店の周知を図る。

### 2 委託業務内容

#### (1) 免税申請支援（新規免税店への支援）

免税店になるための許可申請を検討している事業者を対象に、県内3方部（浜、中、会津）で各1回セミナーを実施。

#### 【セミナー内容】

- ・免税店となるメリット（成功した店舗の実体験）  
（岡山市表町商店街、岐阜県高山市の本町三丁目商店街等）
- ・手続きの説明・外国人向けの店舗装飾、商品ラインナップ
- ・オンラインセミナーの実施

#### (2) 県内免税店PR強化（既存免税店への支援）

訪日外国人旅行者への周知を図るため、県内免税店PRを実施。

- ・HPの作成（免税店位置情報、多言語化による対応）
- ・既存免税店の事業者情報の収集
- ・QRコード読み込みによる免税店の案内
- ・HPへ誘導するためのチラシ、ポスターの作成
- ・HPの更新（年度末、(1)のセミナーによる新規免税店の追加を想定。）

### 3 その他

ア 酒蔵や工芸品事業者、温泉旅館など、ふくしまならではの事業者の免税店化を特に進めること。

イ 地域単位（会津地域、喜多方地域など）での申請を推奨し、「TAX FREE エリア」や「TAX FREE ルート」（例えば喜多方の酒蔵周遊ルート）としてのPRや商店街単位での免税一括カウンターの設置等を検討すること。

ウ その他、免税販売に特化した指さし会話ツール作成、販売員向け外国語研修なども検討すること。

エ その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲と協議の上実施すること。

### ※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

### 3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

### 4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・統括責任者通知書
  - ・実施工程表
  - ・業務実施体制図
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・収支決算書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### 5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

### 6 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

### 7 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。